

すみだ産業会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業） 第2条 産業会館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）〔略〕 （2）区内優良生産品の紹介及び取引の<u>あっせん</u>に関すること。 （3）〔略〕 （4）<u>前3号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 （利用の不承認） 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の承認をしないものとする。 （1）〔略〕 （2）施設等を<u>毀損</u>するおそれがあるとき。 （3）〔略〕 （利用料金の取消し等） 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。 （1）・（2）〔略〕 （3）災害その他の事故により施設等を利用<u>することができなくなった</u>とき。 （4）〔略〕 （指定管理者による管理） 第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するものに、産業会館の業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。 （1）・（2）〔略〕 （3）施設等の維持管理（軽微な修繕工事を<u>含む。以下同じ。</u>）に関すること。 （4）〔略〕 2 〔略〕 （指定管理者の指定の手續） 第17条 〔略〕 2 〔略〕 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認めたものを指定管理者として指定するものとする。</p>	<p>〔同左〕 第2条 〔同左〕 （1）〔略〕 （2）区内優良生産品の紹介及び取引の<u>あっ旋</u>に関すること。 （3）〔略〕 （4）<u>前各号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 〔同左〕 第7条 〔同左〕 （1）〔略〕 （2）施設等を<u>き損</u>するおそれがあるとき。 （3）〔略〕 〔同左〕 第13条 〔同左〕 （1）・（2）〔略〕 （3）災害その他の事故により施設等<u>の利用ができなくなった</u>とき。 （4）〔略〕 〔同左〕 第16条 〔同左〕 （1）・（2）〔略〕 （3）施設等の維持管理（軽微な修繕工事を<u>含む。</u>）に関すること。 （4）〔略〕 2 〔略〕 〔同左〕 第17条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔同左〕</p>

- (1) 産業会館の管理に当たり、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、産業会館の効用を最大限に発揮することができるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。
- (3) 〔略〕

別表

区 分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30 分まで	午後5時30 分から午後9 時まで
展 示 室	96,200 円	112,200 円	104,200 円
会 議 室	6,100 円	6,800 円	11,000 円
付帯設備	1 件、1 回につき 6,000 円		

付記

- 1 展示室及び会議室については、次に掲げる時間を「午前」又は「夜間」の区分に加えて利用承認時間とすることができる。この場合の「午前」又は「夜間」の利用料金は、当該加える時間の区分に応じ次に定める額をそれぞれ加えた額とする。

(1) 展示室

- ア 午前7時から午前9時まで  
「午前」と「午後」との利用料金の合計額の2割相当額
- イ 午前8時から午前9時まで  
「午前」の利用料金の3割相当額
- ウ 午後9時から午後10時まで  
「夜間」の利用料金の3割相当額

(2) 会議室

- ア 午前8時から午前9時まで  
「午前」の利用料金の3割相当額
- イ 午後9時から午後10時まで  
「夜間」の利用料金の3割相当額

- 2 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表（付帯設備に係る部分を除く。）に定める額（付記1の規定による額を含む。）に当該額の1割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

- (1) 産業会館の管理にあたり、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、産業会館の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。
- (3) 〔略〕

別表

区 分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30 分まで	午後5時30 分から午後9 時まで
展 示 室	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
会 議 室	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
付帯設備	〔同左〕		

付記

- 展示室及び会議室については、次に掲げる時間を「午前」又は「夜間」の区分に加えて利用承認時間とすることができる。この場合の「午前」又は「夜間」の利用料金は、当該加える時間の区分に応じ次に定める額をそれぞれ加えた額とする。

(1) 展示室

- ア 午前7時から午前9時まで 「午前」と「午後」との利用料金の合計額の2割相当額
- イ 午前8時から午前9時まで 「午前」の利用料金の3割相当額
- ウ 午後9時から午後10時まで  
「夜間」の利用料金の3割相当額

(2) 会議室

- ア 午前8時から午前9時まで 「午前」の利用料金の3割相当額
- イ 午後9時から午後10時まで  
「夜間」の利用料金の3割相当額  
〔新設〕

2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、  
なお従前の例による。